



※写真は歌のイメージです

『故郷（ふるさと）』
作詞：高野辰之
作曲：岡野貞一
うさぎ追いし かの山
こぶな釣りし かの川
夢は今も めぐりて
忘れがたき ふるさと

特集

8月は同和問題啓発強調月間です

～自分を見つめてみましょう～

● 問合先 生涯学習課人権・同和教育係 (☎ 3186)

人には誰しも故郷があります。生まれ育った場所に、愛情や誇りを持って生活しています。言うまでもなく、人は生まれる場所を選ぶことはできません。あたりまえの話です。

それなのに、私たちが暮らすこの社会には、この『あたりまえ』のことを理由にした差別があります。生まれた場所や育った場所、住んでいる場所など、いわゆる住所で人の値うちを差をつける『部落差別』です。部落差別は人生を奪います。例えば、優れた能力がありながら、就きたい職業への道を閉ざされたり、世間体を気にする周囲によって、愛を引き裂かれたりするなど、部落差別によって引き起こされるさまざまな人権侵害は『同和問題』と呼ばれ、人権の世紀と期待された21世紀においてもなお、日本における重大にして、最も深刻な社会問題です。同和問題は「昔から言われているから」「みんなが言っているから」という、周囲の意見に左右される日本人の悪しき風習によって引き継がれてきた、日本固有の人権問題と言われています。同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ません。

8月は、同和問題啓発強調月間です。この機会に、自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

部落差別をなくすための条例を改正しました

市では、平成7年に『伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例』を制定し、同和問題の解決に努めてきました。そのような中、平成28年に『部落差別の解消の推進に関する法律』が制定されたことを受け、新たな施策を盛り込み『伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例』に改正（令和2年4月1日施行）しました。

『部落差別の解消の推進に関する法律』が制定された背景には、3つの大きく深刻な理由があります。

- <1> インターネットの普及によって部落差別が拡大し悪質化していること
- <2> 就職や結婚に関する身元調査を目的とした差別事件が後を絶たないこと
- <3> 解決したわけでもないのに『同和問題は過去の問題』という誤った意識が広がっていること

『伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例』の主な内容

1 差別のない明るい伊万里市を実現します

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を1日も早く解消します。

2 差別の解消は市の責務です

市は、あらゆる差別の解消へ向けた効果的な施策を行います。

3 差別の解消は私たち一人一人の課題です

差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。私たち一人一人が正しい理解と認識を深めることが必要です。

4 これまでの取り組みの効果を検証します

これまでの取り組みの成果や問題点を検証し、今後の指針とするための実態調査および意識調査を行います。

5 差別を受けた人への相談体制を充実します

被害者が泣き寝入りすることがないように、的確に対応できる相談体制の充実に努めます。

6 効果的な教育・啓発活動を展開します

充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会を捉えた啓発活動を行います。

同和問題啓発強調月間の催し

市同和問題講演会

8月に開催を予定していた市主催の『同和問題講演会』は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止します。

佐賀県同和問題講演会

● 日 時 8月31日（月）

午後1時30分～3時20分

● 場 所 武雄市文化会館大ホール（武雄市）

● 入場料 無 料

● 演 題 『部落差別解消推進法と人権教育・啓発の課題』

～同和問題をどう語り、伝えるのか～

● 講 師 石元 清英さん

（関西大学名誉教授）

● 参加条件

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため事前申込制となっております。8月17日（月）までに申し込んでください。

※マスクの着用がない人は、入場できません。

● 申込・問合せ先 佐賀県人権・同和对策課

☎0952-7063

同和問題 Q & A

研修講座における市民の皆さんの声を紹介します。

Q & A 差別はまだあるのですか？

公然と差別的な言葉を使ったり、明らかに差別と分かるような身ぶりをしたりする差別行為は少なくなっていますが、部落差別がなくなったわけではありません。就職や結婚に関する身元調査や、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みが行われるなど、その状況は潜在化、陰湿化しています。差別を受けて告白できない人も少なくありません。『いじめ』が表面化しにくいことと似ています。

Q & A なぜ、同和問題を繰り返し学習するのですか？

社会にはさまざまな人権問題が存在します。差別の厳しさや被害を受けた当事者の苦しみを比較することはできませんが、同和問題が日本固有の人権問題と言われることを踏まえると、同和問題は日本人の『差別意識の根っこ』とすることができます。したがって、同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ません。市ではこのことを念頭に置き、同和問題に重点を置いた人権教育を推進しています。

Q & A 同和地区の人たちは集まって住むから差別されるのではないですか？

人が集まって住むことは一般的な話です。例えば『社宅』には、同じ職業の人たちが住んでいますが、そのことを理由にした差別は聞いたことがありません。つまり『集まって住む』こと自体は、差別される原因ではないのです。また、同和地区から離れた場所に住んだとしても、差別をするために、同和地区出身であることを鼻く人がいれば差別はなくなりません。差別は、差別をする人がいるから起きるのです。

Q & A 差別は伊万里市でも起きているのですか？

近年、本市で差別事件として取り上げられた事例はありませんが、市が平成27年に実施した『人権問題に関する市民意識調査』の結果の中に、市民の潜在的な差別観念を垣間見ることができます。例えば『同和地区の人はどのようなときに差別されていると思いますか？』という問いに対して『結婚のとき』と回答した人が74.4%、『就職や職場でのつきあいのとき』と回答した人が43.6%といずれも高い数字を示しています。このように、多くの市民が同和地区の人に対する差別のまなざしを感じていることがうかがえます。

Q & A 同和地区の人たちは優遇されているという噂は本当ですか？

同和地区の人たちが優遇されているという考え方は、同和問題の解決を妨げる誤った認識です。明治以降、生活環境改善のためのさまざまな公共事業が全国で取り組まれましたが、同和地区に対しては行われませんでした。このような状況のなか、放置され続けてきた同和地区の生活環境を早急に改善するための国家プロジェクト『同和对策事業』が、昭和44年から33年間にわたり、国と地方公共団体によって推進されました。この取り組みに対して『どうして同和地区ばかり』という『ねたみ意識』が生まれ、同和地区は優遇されているという誤った社会意識が形成されてしまったのです。

Q & A 部落という言葉は使っていいのですか？

日本では明治以降、農村における集落のことを『部落』と呼んできましたが、やがて『被差別部落』の略称としても使われるようになりました。こうして『部落』は2つの意味を持つようになりましたが、いつしか自分が暮らす集落が被差別部落とみなされることを嫌がる人たちが部落という表現を避けるようになり、やがて『地区』や『地域』という別の言葉に言い換えるようになったのではないかと思います。ですが、どんな言葉に言い換えたとしても、被差別部落に対する差別意識があれば、やがてその言葉も差別を意味する言葉になってしまいます。大切なことは差別意識をなくすことです。『部落』という言葉を集落という意味で使うことには問題ありません。

いま、あなたに伝えたいこと

差別とは

差別とは、差別をする人が自分に都合のいいことを正当化するために、理由にならないことを口実にした、命を奪う言いがかりのことです。差別は、差別をする人がいるから起こります。つまり、差別をする人が、差別する理由を作っているのです。

自分自身の問題です

差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。したがって、大切なことは『なぜ差別をされたのか』と差別される理由を探すことではなく、『なぜ差別をしたのか』と差別をする人に焦点を当てることです。そうすることで、差別をひと事ではなく『自分も差別をする側になってしまいかもしれない』と自分事として考えることにつながります。

差別は見ようとしなければ見えません

『見えない』ことと『無い』ことは違います。差別は見ようとしなければ見えません。自分が知らないから差別はないと考えず、差別がどこに隠されているのかを見抜く力に身に付けることが大切です。そのためには、さまざまな学びの場を通して正しい理解と認識を深め、確かな人権感覚を育むことが必要です。

差別は自然にはなくありません

『そつとしておけば差別はなくなる』『知らない人に教えるから差別がなくなるならいい』そう考える人は少なくありません。いわゆる『寝た子を起すな』という事なかれ主義の考え方です。一見正しく聞こえますが、この考え方が正論であるためには、誤ったことを教える人がいないことが前提になります。人は正しい

知識を持たない場合、疑うことなく、誤った情報を信じる傾向にあります。私たちが生活する社会には、インターネットの普及によってさまざまな情報があふれています。誤った情報に惑わされないうために、同和問題を正しく知ることが大切です。

差別をなくするのは自分のためです

人は幸せになるために生まれてきます。幸せになるためには、幸せを妨げるものをなくさなければいけません。私たちが暮らすこの社会には、災害、病気、火事、犯罪、交通事故などさまざまな生活課題があります。差別もその一つであり、特別な問題ではないのです。差別をなくすことは、自分の幸せを守ることにつながります。

子どもの目線を大切に

素直な子どもの目線で社会を見ると、さまざまな矛盾が見えてきます。生まれた場所や住んでいる場所などを理由に、人の値うちを差をつける部落差別は、最も愚かな矛盾です。矛盾に気付いて自分の

6月号
『心のウイルスを退治しましょう』



新型コロナウイルスがまき散らす『3つの感染症』の正体に迫ります。

おもしろくて、ためになる『じんけんかわらばん』

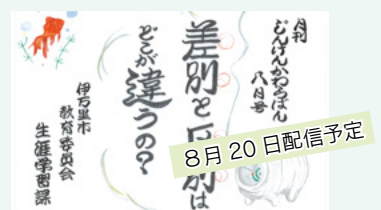
私たちの身近な人権問題を、インターネット動画配信サイト『YouTube (ユーチューブ)』で紹介しています。職員制作のオリジナルで、3分程の短編動画です。市ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

7月号
『人権って、なに?』



ご存じですか? 『人権』という言葉に込められた人類の願い。

8月号
『差別と区別は、どこが違うの?』



よくわからない『違いの、ちがいを』子どもの目線で見つけます。

あなたが変われば社会が変わります

言葉で考える。そのうえで子どもに説明できないことを見直そうとする姿勢が、同和問題の解決につながります。

『差別をなくす』という壮大なイメージが先行し、ともすれば無力感に陥ってしまいが変わります

ですが、私たちが「自分にもできることがある」と思えたとき、同和問題は解決へ向けて、大きく動き出します。なぜなら、社会は私たち一人一人できていくからです。あなたが変われば社会も変わります。自分を見つめましょう。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

一緒に学びましょう

市では『市人権・同和教育推進協議会』や『市人権・同和教育地域推進員』など市民の皆さんとの協働で、地域に密着した各種研修講座を開催しています。身近な研修講座に気軽に参加してみませんか。

市人権・同和教育推進協議会とは

同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目的に、昭和52年に発足した市民の代表（区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、小・中学校PTAなど）で構成する人権啓発団体です。

市人権・同和教育地域推進員とは

教育委員会が委嘱する、地域における人権・同和教育のリーダーです。コミュニティセンター単位で2人ずつ、26人の推進員が活動しています。昭和54年にスタートした伊万里市独自の制度です。

《指導者育成講座》

人権感覚あふれる身近な人の存在は、市民の人権意識の向上に大きな影響を与えることから、地域における等身大のリーダーを育成しています。
▽なるほど！ザ・じんけんゼミナール
▽輝く女性のための、ほっとたいむ

《地区巡回講座》

自治公民館で、市民の皆さんと、同和問題をはじめさまざまな人権問題について語り合っています。

《PTA研修講座》

大人社会の潜在意識は、子どもの人間形成に大きな影響を与えます。子どもを取り巻く学校・家庭・地域に接点を持つPTA世代の皆さんを対象にした研修会を展開しています。

《各種団体への出前講座》

地域に密着した教育・啓発を推進するため、老人クラブ、民生委員・児童委員、区長会など、地域とのつながりが深い皆さんに出前講座をお届けしています。

《職場への出前講座》

市民の皆さんのライフスタイルに即した学習機会を提供するとともに、風通しの良い職場環境づくりをお手伝いしています。



《小・中学生の人権作品展》

12月の人権週間に、小・中学生の書道やポスター、標語などを展示しています。

《人権問題に関する市民意識調査》

現在を知らずに、未来は語れません。これまでの取り組みの成果を検証して、今後の指針となる基礎資料を収集します。

※11月に実施予定です。

研修講座に申し込んでみませんか

サークルや職場へ、講師として『同和教育指導員』を派遣しますので、気軽に申し込んでください。

◆どこで開催してもいいの？

市内であれば、ご希望の場所へ講師を派遣します（個人宅は除きます）。

◆いつでもいいの？

土・日曜日、祝日も派遣します（12月29日～1月3日は除く）。1回当たり30分～2時間程度でお願いします。

◆研修の内容は？

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について話します。要望に応じて、啓発映画などの視聴覚教材を使用することもできます。

◆研修の費用は？

講師の交通費や謝礼などは一切不要です。ただし、会場使用料などは、依頼者で負担してください。

◆申し込み方法は？

生涯学習課（☎3186）まで問い合わせてください。できるだけ希望の日時に講師を派遣します。

私たちが
同和教育指導員です！

